

利用者の『自立生活支援』に向けた 「訪問介護計画書作成」及び「モニタリング」のための研修会

訪問介護の身体介助には、排泄介助、食事介助、入浴介助、移乗（移動）介助の他に、「見守りの援助」があります。厚生労働省は、昨年（2018年）3月30日に、改訂した「老計10号」に、「見守りの援助」に該当する行為を8種類追加し、実際にサービスを提供する際は、個々人の身体状況や生活実態に即した取り扱いが求められる」と改めて指摘しています。

そのため、訪問介護事業所は「やってあげる」という視点ではなく、安全に配慮しながら、「利用者とともに行う」という視点で、サービスを提供することが求められています。

本研修会では、改訂後の「老計10号」の解説とともに、「見守りの援助に該当する15種類の行為」をふまえた、訪問介護計画書の作成方法を身につけていただきます。また、訪問介護計画の継続あるいは見直し及び、ケアプラン変更の提案等に活かすことの出来る適切なモニタリングについても取り上げて参ります。是非この機会にご受講いただき、利用者の自立生活支援の一助にしていだければ幸いです。

カリキュラム

- ◎ 訪問介護サービス一連の流れ
～サービス提供責任者の役割
- ◎ 身体介護と生活援助の分類について
- ◎ ICFの視点によるアセスメント
- ◎ 訪問介護計画書の作り方
- ◎ 「利用者流」を意識した、ケア手順書の作成方法
- ◎ 計画の見直しにつなげる効果的なモニタリング
- ◎ 演習：事例を用いた訪問介護計画書の作成及びモニタリング

講師：佐藤 ちよみ 介護福祉士／介護支援専門員／東京都福祉サービス第三者評価者／対人援助スキルアップ研究所所長。特別養護老人ホーム、介護サービス事業所勤務を経て独立。2004年対人援助スキルアップ研究所を設立。サービス提供責任者や介護支援専門員のスキルアップ研修、対人援助技術講習、施設の新人研修等、各研修会講師や、交流分析インストラクターとして後進の指導・育成に力を注ぐ。著書：『新、訪問介護計画書のつくりかた』、『サービス提供責任者の業務実践マニュアル』等多数。

日 程 2019年10月17日 9:40～16:40
 受講料 11,000円 **ネット配信サービス加入者は半額での受講が可能です！！**
 会場 広島県情報プラザ 広島市中区千田町3-7-47 広電本社前下車 徒歩7分
 対象 訪問介護事業所の管理者、サービス提供責任者、ホームヘルパー等
 申込方法 ファックスでのお申込になります。下記の申込書式を記入の上、ファックスを送信願います。受付後確認のファックスを致します。
 支払方法 受講案内を送付致しますので、受講案内が届いた後お振込み願います。
 問合せ先 お茶の水ケアサービス学院 TEL 03-3863-4000

ファックス 03-3863-4006

お名前	フリガナ	事業所名		ネット配信加入の有無	有・無
住所	(〒 -)	(事業所・自宅)			
TEL		FAX		e-mail	

※お申込後（申込日を1日目とします）、7日目以降のキャンセルについては、お振込前でも受講料の半額のキャンセル料がかかります。また、申込日に拘らず10/3以降のキャンセルについては受講料の全額のキャンセル料がかかりますのでご注意ください。キャンセルのご連絡がない場合は、キャンセル扱いにはなりませんのでご注意ください。